

各都道府県消防防災主管部長 殿

消防庁予防課長

違反対象物に係る公表制度の実施の推進に係る留意事項について（通知）

違反対象物に係る公表制度（以下「公表制度」という。）については、「違反対象物に係る公表制度の実施の推進について」（平成 27 年 3 月 31 日付け消防予第 133 号）により、政令指定都市以外の消防本部における公表制度の実施を積極的に推進するようお願いしたところですが、留意事項について、以下のとおり通知します。

貴都道府県管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

1 政令指定都市以外の消防本部における公表制度の実施

- (1) 重大な消防法令違反の存する防火対象物を覚知した場合は、命令等厳格な措置による違反是正の徹底を図ることが前提であるが、このような違反対象物に対して消防機関が命令を行い、当該命令内容を公示するに至るまでの間は、建物の火災危険性に関する情報が利用者等に提供されない状況にあることから、利用者等が自ら建物の情報を入手して利用の適否を判断できるよう、公表制度の実施により、情報公開制度の一環として消防本部が有する建物の火災危険性に関する情報を公表するものであること。
- (2) 「違反対象物に係る公表制度の実施について」（平成 25 年 12 月 19 日付け消防予第 484 号。以下「484 号通知」という。）においては、まずは政令指定都市の消防本部を中心として実施することをお願いしたところであるが、既に公表制度を実施している消防本部の運用状況からは、建物の火災危険性に関する情報を公表することで、利用者等の選択を通じた火災被害の軽減を図る効果が期待されることに加え、防火対象物の関係者による早期是正が促進されるといった効果も期待されること。
- (3) 政令指定都市以外の消防本部においても同様に効果があると期待されることから、積極的に公表制度の実施を推進されたいこと。特に管内人口が 20 万人以上の消防本部にあつては、政令指定都市の消防本部とともに違反是正に係る各地域の中心的な役割が期待されることであるが、「違反対象物に係る公表制度の実施検討状況調査の結果について」（平成 27 年 1 月 14 日消防予第 13 号）による調査結果によれば、その 7 割以上が公表制度を実施予定又は実施検討中と回答しており、公表制度の実施についての検討が比較的進んでいると考えられる。このため、政令指定都市以外の消防本部においては、特に管内人口が 20 万人以上の消防本部を中心として公表制度の実施を推進するとともに、その他の消防本部にあつても、管内の防火対象物の状況等を踏まえつつ、実施に向けた具体的な検討を進められたいこと。
- (4) 公表制度の実施時期については、これまで特段目処となる時期を示していないが、

その目的に鑑みれば、各消防本部において可能な限り速やかに条例等の改正を行い、準備が整った消防本部から順次、公表制度を実施することが望ましいこと。

この場合、各消防本部においては、公表制度実施のための体制整備等に所要の準備期間を要するものと考えられるが、484号通知3「公表の対象となる法令違反の内容」に示した消防用設備等(屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備)については、平成25年政令第368号等による消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「令」という。)の改正により、設置基準の強化等が行われていることから、準備期間については、その経過措置の期間等も考慮し、検討する必要があること。

特に、次のアからウまでについては、いずれもその経過措置の期間が平成30年3月31日であることを踏まえ、管内人口が20万人以上の消防本部においては、遅くとも平成29年3月末までには条例等の改正を行い、公布後に十分な周知期間を確保したうえで、遅くとも平成30年4月1日から公表制度を実施できるよう、所要の準備を進められたいこと。

ア 平成25年政令第368号による改正後の令別表第1(6)項ロ及び(16)項イ(同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(6)項ロに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)に対するスプリンクラー設備の設置基準強化(平成25年政令第368号附則第3条第1項関係)

イ 平成25年政令第368号による改正後の令別表第1(5)項イ、(6)項イ及びハ、(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物(同表(16)項イ及び(16の2)項に掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項イ又は(6)項イ若しくはハに掲げる防火対象物の用途に供される部分に限る。)に対する自動火災報知設備の設置基準強化(平成25年政令第368号附則第3条第2項関係)

ウ 平成25年政令第88号により新たに令別表第1(6)項ロ若しくはハ、(16)項イ又は(16の2)項となった防火対象物における屋内消火栓設備、スプリンクラー設備及び自動火災報知設備に係る基準適用(平成25年政令第88号附則第5条第2項関係)

## 2 その他

- (1) 重大な消防法令違反の存する防火対象物は火災危険性が高いものであることから、公表制度の実施の有無に関わらず、重点的に違反を是正させていく必要があり、是正指導に従わない場合には、躊躇することなく、命令等厳格な措置の実施が必要であること。このため、公表制度の実施に係る所要の準備とあわせて、厳格な違反処理を実施するための必要な体制整備を推進されたいこと。
- (2) 既に公表制度を実施している消防本部においては、公表制度の実施のため参考になると考えられる事例や取扱い等の情報について、消防本部相互に共有し、蓄積することができるよう、各種会議等の機会を捉え、積極的に発信されたいこと。